

5-1. 座席及び座席取付装置に係る基準(UN-R17)

● 適用範囲

- 専ら乗用の用に供する自動車及び貨物の運送の用に供する自動車¹の座席及び座席取付装置²

- 1 二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。
- 2 またがり式の座席等を除く。

● 改正概要

- 更なる自動車乗員保護対策を行うため、「座席及び座席取付装置に係る協定規則（第 17 号）」の改定が国連自動車基準調和世界フォーラムで採択されたところ、ヘッドレストに関する要件の強化に関し以下の改正を行う。

ヘッドレストと頭部最後端位置の水平距離を、**基準値（45mm）以下になるよう寸法要件を追加**（図1 参照）

従来より実施している静的性能要件について、ヘッドレストに対する**高さ保持試験を追加**（図2 参照）

ダミーによる**後面衝突時の乗員保護に関する動的性能要件を導入**し、頸部傷害値により適合性を確認する試験を追加（図3 参照）

製作者により、静的又は動的性能要件の選択が可能

● 改正時期(予定)

令和3年6月上旬

● 適用時期(予定)

新 型 車 : 令和4年9月

継続生産車: 令和8年9月

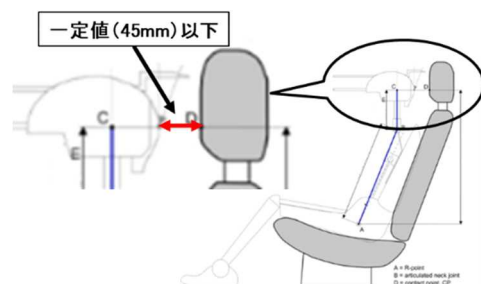


図1 ヘッドレストと頭部最後端位置の水平距離

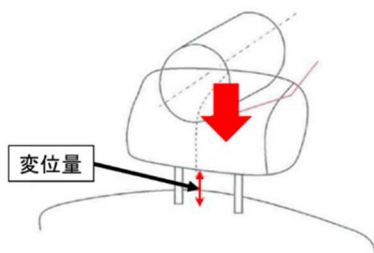


図2 ヘッドレストへの高さ保持試験

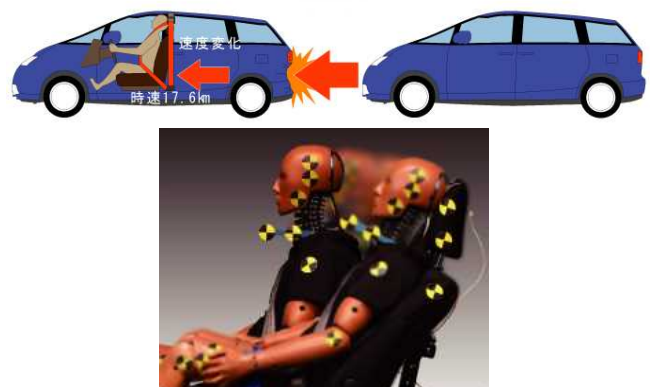


図3 ヘッドレストの頸部傷害試験